

志賀原子力発電所 新検査制度導入等に伴う 原子炉施設保安規定の変更認可申請

2020年5月29日
北陸電力株式会社

当社は、本日（5月29日）、新検査制度^{※1}の導入に伴い、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定^{※2}の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたのでお知らせします。

新検査制度の導入に関する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正（2020年4月1日施行）に伴い、申請書に記載すべき事項に「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項^{※3}」が新たに追加されました。

これにより当社は、4月1日、上記事項を記載した志賀原子力発電所1号機及び2号機における原子炉設置許可申請書に係る届出書を原子力規制委員会に提出しております。（2020年4月1日お知らせ済み）

当社は、本日（5月29日）、上記の内容を反映した新検査制度の導入等に係る原子炉施設保安規定変更認可の申請を原子力規制委員会に行いました。

主な変更内容は、以下の通りです。今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

■今回の申請内容（主な変更内容）

- ・新検査制度の導入に伴う変更
- ・職務の見直しに伴う変更

以上

（別紙）志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の主な変更箇所について

※1 新検査制度

2020年4月1日から開始された新しい検査制度であって、これまで国が行ってきた使用前検査や施設定期検査、保安検査等の分野毎に実施されてきた検査を「原子力規制検査」に統合した上で、許認可等への基準適合性確認を事業者自らが実施し、事業者が行う活動全般を国が監視する制度。

※2 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※3 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

新検査制度の導入に伴い、原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（2020年4月1日施行）」の内容を反映したもの。

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の主な変更箇所について

1. 新検査制度の導入に伴う変更

新検査制度は、事業者自らが安全確保の水準を高めることを目指し、原子力施設の安全確保の一義的責任が事業者にあることを明確化した上で、規制機関が独立した立場で事業者の全ての保安活動を監視する制度です。当社は、新検査制度に適切に対応すべく保安規定を変更するとともに、今後も高い安全確保の水準を目指し取り組んで参ります。(以下、主要な変更箇所)

(1) 品質管理基準規則の反映に伴う変更

原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質管理基準規則)の内容を反映するとともに、事業者検査の信頼性を高めるために検査の独立性の確保^{*}等について規定。

※検査対象となる機器等を所管する部門に属する者とは異なる部門の者が検査を実施

(2) 施設管理への変更

現行保安規定に定める「保守管理」に設計及び工事段階の活動を加え、「施設管理」として施設全体を管理するとともに、使用前検査が使用前事業者検査に変更されることに伴う事業者検査に係る事項を規定。

(3) 保安活動の明文化

現状行っている保安活動(運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理等)について、遵守すべき事項を明文化。

2. 職務の見直しに伴う変更

志賀原子力発電所内組織の職務見直しに伴い、初期消火に関する業務を所定の課に一元化。

以 上